

## 昭和三十五年政令第二十号

特許法等関係手数料令

内閣は、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第一百九十五条第一項、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十四条第一項、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十七条第一項及び商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特許法関係手数料)

**第一条** 特許法第二百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金額
一 特許法第四条、第五条第一項若しくは第二百八十三条第三項の規定による期間の延長又は同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき一千百円
二 特許の再交付を請求する者	一件につき四千六百円
三 特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四千二百円
四 特許法第二百八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき四千二百円
五 特許法第二百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三千五百円
六 特許法第二百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百五十円
七 特許原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき千四百円
八 特許法第二百八十六条第一項の規定により特許原簿の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円
九 特許法第二百八十六条第一項の規定により特許原簿の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき五百円
十 特許法第二百九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。	一件につき一万四千円

特許法第三十八条の三第三項の規定により手続をするべき者

特許法第二百八十四条の五第一項の規定により手続をするべき者

特許法第二百八十七条第二項の規定により申出をする者

特許法第六十七条第四項の延長登録の出願をする者

特許法第六十七条第二項の延長登録の出願をする者

特許法第六十七条の二十第一項の規定により申出をする者





九	裁判を請求する者	
十	裁判の取消しを請求する者	
十一	審判又は再審を請求する者	
十二	審判又は再審への参加を申請する者	
十三	イ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第百四十八条第一項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者	
十四	ロ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第百四十八条第三項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者	
十五	実用新案法第五十四条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第四号まで及び第六号の中欄に掲げる者及び同表第十一号の中欄に掲げる者のうち実用新案登録無効審判の確定審決に対する再審を請求する者が納付すべき手数料とする。 （実用新案技術評価の請求の手数料の減免）	
十六	第二条の二 実用新案法第五十四条第八項の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。 一 申請人の氏名及び住所又は居所 二 当該実用新案登録出願の表示又は当該実用新案登録の登録番号 三 実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を必要とする理由	
十七	前項の申請書には、申請人が生活保護法第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合には、第一号の書面、その他の事実を理由とする場合にあつては第二号の書面を添付しなければならない。 一 当該扶助を受けていることを証明する書面 二 所得税に係る納稅証明書その他当該事実を証明する書面 （国際意匠登録出願の個別指定手数料）	
十八	第二条の三 意匠法第六十条の二十一第一項の政令で定める額は、七万四千六百円とする。 2 意匠法第六十条の二十一第二項の政令で定める額は、八万四千五百円とする。 （個別指定手数料の返還の額）	
十九	第二条の四 意匠法第六十条の二十二第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 意匠法第六十条の二十一第一項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者 同項の規定により納付した個別指定手数料の額の円換算額（特許庁長官が定める比率により日本円に換算した金額をいう。次号において同じ。）から一万五千三百円を控除した額 二 意匠法第六十条の二十一第二項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者 同項の規定により納付した個別指定手数料の額の円換算額 （意匠法関係手数料）	
二十	第三条 意匠法第六十七条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。 一 納付しなければならない者 二 納付しなければならない者 （意匠法第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者）	
二十一	金額	一件につき五万五千円 一件につき四万九千五百円に一 件につき五千五百円を加え
二十二	金額	一件につき五千五百円 一件につき二万七千五百円 一件につき四万九千五百円に一

二 意匠法第十五条规定第二项において準用する特許法第三十四条第四项の規定により承継の届出をする者	一件につき四千二百円
三 意匠法第十七条の四若しくは第四十三条第三项若しくは同法第六十八条第一项において準用する特許法第四条若しくは第五条第一项の規定による期间の延長又は意匠法第六十八条第一项において準用する特許法第五条第二项の規定による期日の变更を請求する者	一件につき一千百円
四 意匠登録出願をする者	一件につき三千五百円
五 意匠登録証の再交付を請求する者	一件につき四千六百円
六 意匠法第六十三条第一项の規定により証明を請求する者	一件につき三千五百円
七 意匠法第六十三条第一项の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき一千百円
八 意匠法第六十三条第一项の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百五十円
九 意匠法第六十三条第一项の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千四百円
一 意匠法第六十七条第二项の規定により納付すべき手数料の額は、次の表とのとおりとする。 納付しなければならない者 一意匠登録出願をする者	一件につき三千五百円 一件につき千五百円 一件につき一千五百円 （電子書類交付請求者にあつては、八百円）
二 意匠法第十四条第一项の規定により意匠を秘密にすることを請求する者	金額
三 意匠法第十五条第一项において準用する特許法第四十三条の二第一项（意匠法第十五条第一项において準用する特許法第四十三条の三第三项において準用する場合を含む。）又は意匠法第四十四条の二第一项の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）	百円 六千円 六千五百円 四千五百円
四 意匠法第二十五条第一项の規定により判定を求める者	一件につき四万円
五 意匠法第六十八条第一项において準用する特許法第五条第三项の規定による期间の延長（意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期间に係るものを除く。）を請求する者	一件につき四千五百円 二百円
六 意匠法第六十八条第一项において準用する特許法第五条第三项の規定による期间の延長（意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期间に係るものに限る。）を請求する者	一件につき七千五百円 二百円
七 裁定を請求する者 八 裁定の取消しを請求する者	一件につき五万円 五千円



欄に掲げる者が、同法第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める場合に納付すべき手数料とする。

二の政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附

特許、実用新案、意匠及び商標の手数料に関する政令（昭和二十三年政令第百七十二号）は、  
廃止する。

（「国際調査報告」）を作成した国際特許出願にあつては一件につき七万千円に一請求項につき一千四百円を加えた額、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告（以下「調査報告」という。）を提示して出願審査の請求をし

た特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき九万四千円こ請求額につき三千二百円を加えた額持許寧以外の条約に規定する国際調査機関が国際調

査報告を作成した国際特許出願であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたものにあ

では、一例につき十六万六千円に記載された額)であるのは、一十六万八千円に一発明(特許請求の範囲に記載する手書き等の寺列)をいう。下の表第三十一条の三に見定すと、一方八千円を加えると、(工業所有権に關する手書き等の寺列)に該する件数は三千六百円をえた額)である。

特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告を提示して出願審査の請求をした特

明につき「一万七千五百円」と同表第十三号中「四万九千五百円」に「請求項は「き五千五百円」とあるのは「二万七千五百円」とする。

特許法第百九十五条第九項の政令で定める額は、特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百六十号）の施行の日から一年以内に特許出願が放棄さ

れ、又は取り下されたときは、第一条第四項の規定にかかわらず、同法第一百九十五条第二項の規定により内閣一ミセイ閣僚等の請求による交付の会員に目録をもつて。見合二三。

規定により納付すべき出願審査の請求の手数料の金額は相当する額とする  
**附 則**  
(昭和三七年九月二九日政令第三九一號)

この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政手続その他この政令の施

行前に生じた事項についても適用する力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお前項の列による。この政令の施行前に

にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に

提起された訴願等にべきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法によ

**附 則**（昭和三九年一〇月一日政令第三五号）  
この政令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百四十八号）の施行の日

(昭和四十年一月一日)から施行する。  
附 則  
(昭和四五年一〇月一七日政令第三一〇号)

この政令は、昭和四十六年一月一日から施行する。



(特許法等関係手数料令の改正に伴う経過措置)

**第三条** この政令の施行前に第十条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第一条に規定する特定手続(同令第九条に規定する手続を除く。)を行つた者が、磁気ディスクへの記録を求める場合に納付しなければならない手数料については、第五条の規定による改正後の特許法等関係手数料令第五条の表第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成一二年三月二四日政令第九八号) 抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年六月七日政令第三二一號) 抄

(施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附 則** (平成一二年六月七日政令第三二六号)

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一四年八月一日政令第二七一号)

(施行期日) (施行期日) この政令は、平成十四年八月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年四月二十五日政令第二一五号)

この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十五年七月一日)から施行する。

**附 則** (平成一五年八月六日政令第三五六号) 抄

(施行期日) この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年八月一日)から施行する。

**附 則** (平成一五年九月一〇日政令第三九八号) 抄

(施行期日) この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年一月一日)から施行する。

**附 則** (平成一六年三月二四日政令第五七号)

(施行期日) この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。ただし、第八条の規定は、同年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年一月二〇日政令第六号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年二月一八日政令第二四号) 抄

(施行期日) この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

**第一条** この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

**附 則** (平成一八年四月二六日政令第一八〇号) 抄

(施行期日) この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

**附 則** (平成一八年八月九日政令第二六〇号) 抄

(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成一九年三月三〇日政令第八三号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成一九年三月三〇日政令第八三号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



行前にしたものとみなされるものを除く。)に係る手数料については、第一条の規定による改正後の特許法等関係手数料令第一条第二項の表第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

(令和三年三月一九日政令第五〇号)

この政令は、特許法等の一部を改正する法律(令和元年法律第三号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

**附 則**

(令和三年一二月二四日政令第三四四号)

抄

**第一條** この政令は、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

**附 則** (令和四年三月一四日政令第七六号)

**第一條** この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則** (令和四年七月二一日政令第二五一号)

**第一号** この政令は、令和四年七月二一日から施行する。

**附 則** (令和五年一月二九日政令第三三八号)

**第一号** この政令は、令和五年一月二九日から施行する。

**附 則** (令和五年一二月二九日政令第三三八号)

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。ただし、第二条中商標法施行令第三条第二項の改正規定及び同令第七条を同令第八条とし、同令第六条の次に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条中特許法等関係手数料令第三条の二を同令第三条の三とし、同令第三条の次に一条を加える改正規定及び同令第四条第一項の表の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年一月一日)から施行する。